

## 第2 学校運営の重点

### 1 本年度の達成目標

- (1) 本年度の重点課題に示したように、今後の2年間を見通した学校運営体制の整備に努める。
- (2) 校務分掌における職務と責任の明確化を図るとともに、校長を中心としてすべての教職員が、一致協力して学校運営に努める。
- (3) 個人情報の収集、利用提供、適正管理については、個人情報保護条例及び公文書公開条例の趣旨に基づき、「高槻南高等学校情報管理規約」及び「個人情報管理内規」を定めている。個人情報の取扱いについては、これらの内規に基づき、細心の注意を払い適切に対応する。
- (4) 学校環境の整備充実を図るとともに、生徒の健康と安全に万全を期す。また、衛生管理に関する指導の徹底を図り、食中毒の防止に努める。

### 2 施設及び設備の管理計画

校舎施設については、教育活動の全面的展開のためにその活用を心がけるとともに、火災や地震等の災害を予防する観点から、施設・設備の定期点検、保全などを進め教育諸条件の整備に努める。

- (1) 施設・設備の管理については、教育的観点に立って、生徒が自主的かつ積極的に取組むよう指導するとともに、学校環境の整備及び緑化の推進に努める。
- (2) 校内の美化については、教育的観点に立って、生徒が自主的かつ積極的に取組むよう指導するとともに、学校環境の整備及び緑化の推進に努める。
- (3) 学校安全委員会を有効に機能させることにより、学校全体の危機管理意識の周知徹底を行い、生徒の安全確保に向けた取り組みの計画の実践と体制づくり及び定期的な施設・設備の点検を実施する。毒物、劇物等の薬品については、管理規定に基づき適正に管理する。
- (4) 火災の予防に努め、防災計画に基づき、防火・防災の訓練、器具の点検に努める。

### 3 職員の健康管理計画

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、「大阪府立学校職員安全衛生管理規定」に基づいた措置をとる。

- (1) 「大阪府学校職員安全衛生管理規程」の周知を図るとともに、職員の安全および衛生の責任体制を明確にする。
- (2) 「安全衛生委員会」を設置し、職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策等を調査審議し、必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 健康診断の実施等職員の健康管理、職場環境の測定等職場環境管理に努める。